

議案第42号

鶴ヶ島市手数料条例等の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市手数料条例（平成12年条例第7号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月1日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料を追加等したいので、この案を提出するものである。